

教 育 公 報

三重県教育委員会

四 次

- お知らせ ○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 福利・給与課 1頁
○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与課 2頁

お 知 ひ は

令和6年6月28日付け三重県公報号外及び令和6年7月5日付け三重県公報第529号に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十九号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 災害応急作業等手当 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第二十二条第一項又は第二十三条の一第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業又はこれに相当する作業に従事する職員に対して支給する手当をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>別表第五（第十七条関係）</p> <p>特殊勤務手当支給限度額表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>手当の限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 十（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>十一 災害応急作業等手当</td><td>一日につき一千六百一十円</td></tr></tbody></table>	区分	手当の限度額	一 十（略）	（略）	十一 災害応急作業等手当	一日につき一千六百一十円	<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>別表第五（第十七条関係）</p> <p>特殊勤務手当支給限度額表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>手当の限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 十（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	区分	手当の限度額	一 十（略）	（略）
区分	手当の限度額										
一 十（略）	（略）										
十一 災害応急作業等手当	一日につき一千六百一十円										
区分	手当の限度額										
一 十（略）	（略）										

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年七月五日

三重県人事委員会委員長 中村福伸
三重県教育委員会教育長 永和佳子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第十八条（略）	第十八条（略）	第十八条（略）
〔災害応急作業等手当〕		
第十八条の二 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業（大規模な災害として県委員会が定める災害に係るものに限る。）に従事したときに支給する。	一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十二号）第二百二十二条第一項又は第二十二条の一第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業	一 前号に掲げる作業に相当するものとして、県委員会が三重県人事委員会と協議して定める作業
前項の手当の額は、一日につき千八百円とする。	前項の手当の額は、一日につき千八百円とする。	前項の規定にかかわらず、第一項各号の作業が深夜（午後十時後翌日の午前五時前）の間に（午後十時後翌日の午前五時前）に行われた場合の第一項の手当の額は、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。
3 2		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。

発 行

津市広明町13番地

三重県教育委員会